

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づき、所有不動産の登記移転等に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和7年1月15日

草津市長 橋 川



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域および主たる事務所

| | |
|--------|---------------|
| 名 称 | 矢倉町内会 |
| 区 域 | 別添の別図1に定めるとおり |
| 主たる事務所 | 草津市矢倉二丁目1番7号 |

2 不動産に関する事項

土地

| 地 目 | 面 積 | 所在地 |
|-----|---------|-------------------|
| 宅 地 | 876.03㎡ | 草津市矢倉二丁目字茶屋浦817番1 |

表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名または名称及び住所

| 氏名または名称 | 住所 |
|---------------|---------------|
| 持分5分の1 木村 喜代一 | 草津市矢倉一丁目3番36号 |
| 持分5分の4 村田 勘一 | 草津市矢倉二丁目7番57号 |

3 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有権または所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間および方法に関する事項

(1) 期間

令和7年1月15日から令和7年4月15日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項の規定により、申請不動産の登記移転等に係る異議申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添付し、提出すること。

「矢倉町内会区域図」



